

令和 6 年 9 月

第 8 回 定例会 議案

西 宮 市

第8回（9月）定例会提案事件表

別冊

- | | | |
|----|---------|--|
| 1 | 認定第 6 号 | 令和5年度西宮市水道事業会計決算認定の件 |
| 2 | 認定第 7 号 | 令和5年度西宮市工業用水道事業会計決算認定の件 |
| 3 | 認定第 8 号 | 令和5年度西宮市下水道事業会計決算認定の件 |
| 4 | 認定第 9 号 | 令和5年度西宮市病院事業会計決算認定の件 |
| 5 | 議案第200号 | 西宮市個人番号を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 6 | 議案第201号 | 西宮市手数料条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 7 | 議案第202号 | 西宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 8 | 議案第203号 | 西宮市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 9 | 議案第204号 | 西宮市運動施設条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 10 | 議案第205号 | 令和6年度西宮市一般会計補正予算（第5号） |
| 11 | 議案第206号 | 令和6年度西宮市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 12 | 議案第207号 | 訴え提起の件（市営住宅等明渡し等請求事件） |
| 13 | 議案第208号 | 令和5年度西宮市水道事業会計利益剰余金の処分の件 |
| 14 | 議案第209号 | 令和5年度西宮市下水道事業会計利益剰余金の処分の件 |
| 15 | 議案第210号 | 工事請負契約締結の件（苦楽園中学校・苦楽園小学校長寿命化改修事業） |
| 16 | 議案第211号 | 工事請負契約変更の件（青葉台緑地急傾斜地崩壊対策工事） |
| 17 | 議案第212号 | 工事請負契約変更の件（江上庁舎・旧保健所解体工事） |
| 18 | 報告第48号 | 処分報告の件〔令和6年度西宮市一般会計補正予算（第4号）〕専決処分〕 |
| 19 | 報告第49号 | 処分報告の件（市長の専決処分事項の指定に基づく専決処分） |
| 20 | 報告第50号 | 第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件（公益財団法人西宮市国際交流協会） |
| 21 | 報告第51号 | 第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件（西宮市土地開発公社） |
| 22 | 報告第52号 | 第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件（西宮都市管理株式会社） |
| 23 | 報告第53号 | 第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件（公益財団法人西宮市文化振興財団） |
| 24 | 報告第54号 | 第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件（公益財団法人西宮スポーツセンター） |
| 25 | 報告第55号 | 第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件（一般財団法人西宮市都市整備公社） |

別冊

26 報告第 56 号 資金不足比率報告の件

27 報告監第 10 号 現金出納検査結果報告（令和 6 年 3 月分～5 月分）

西宮市個人番号を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市個人番号を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年8月29日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市個人番号を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例

西宮市個人番号を利用する事務等を定める条例（平成27年西宮市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1 7の項中「法別表19の項下欄に掲げる事務、同表35の項下欄に掲げる事務又は同表61の2の項下欄に掲げる事務に該当するものを除く。」を削る。

別表第2 1の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、「又は特例給付」を削り、同表16の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表29の項中「及び特例給付」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2 1の項の改正規定（「又は特例給付」を削る部分に限る。）及び同表29の項の改正規定は、公布の日又は令和6年10月1日のいずれか遅い日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○西宮市個人番号を利用する事務等を定める条例（現行抄）

別表第 1（第 2 条関係）

執行機関	事務
7 市長	西宮市営住宅条例（平成 8 年西宮市条例第 4 4 号）の規定に基づく市営住宅（これに準ずる住宅を含む。）、共同施設及び店舗等（以下これらを「市営住宅」という。）の管理に関する事務（法別表 1 9 の項下欄に掲げる事務、同表 3 5 の項下欄に掲げる事務又は同表 6 1 の 2 の項下欄に掲げる事務に該当するものを除く。以下「市営住宅管理事務」という。）のうち規則で定めるもの

（該当部分のみ抜粋）

別表第 2（第 2 条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による地方税の賦課徴収に関する事務のうち規則で定めるもの	健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）、船員保険法（昭和 1 4 年法律第 7 3 号）、私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）、国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）の規定に基づく費用の徴収に関する情報（以下「老人福祉費用徴収関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）、児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）、医療費の助成に関する情報、市営住宅の管理に関する情報（以下「市営住宅関係情報」という。）、高齢者等に対する住宅改造費の助成に関する情報及び障害者に対する住宅改造費の助成に関する情報のうち規則で定めるもの
1 6 市長	生活保護法の規定に基づく保護の決定及び実施、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還並	障害者関係情報、外国人保護関係情報、健康増進事業の実施に関する情報（以下「健康増進関係情報」という。）及び市営住宅関係情報のうち規則で定めるもの

	びに徴収金の徴収に関する事務のうち規則で定めるもの	
29 市長	児童手当法の規定に基づく児童手当及び特例給付の支給に関する事務のうち規則で定めるもの	地方税賦課徴収関係情報、国民健康保険給付等関係情報、児童扶養手当関係情報、老人福祉費用徴収関係情報、後期高齢者医療保険給付等関係情報、介護保険給付等関係情報及び市営住宅関係情報のうち規則で定めるもの

(該当部分のみ抜粋)

西宮市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年8月29日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市手数料条例の一部を改正する条例

西宮市手数料条例（平成11年西宮市条例第34号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「、第6号及び第7号の」を「及び第5号から第7号までの」に、「、第6号及び第7号中」を「及び第5号から第7号までの規定中」に改め、「、同表第6号中「住民票又は戸籍の附票」とあるのは「住民票」と」を削る。

別表第2中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 住民票の記載事項に関する証明 1通 300円

付 則

この条例は、公布の日又は令和6年10月7日のいずれか遅い日から施行する。

(参考1)

○提案理由

証明書自動交付機又は多機能端末機を利用した戸籍の附票の写しの交付を開始すること等に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市手数料条例（現行抄）

付 則

5 当分の間、西宮市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成18年西宮市条例第41号）第2条第1号に規定する証明書自動交付機又は多機能端末機による場合における別表第1第1号並びに別表第2第1号、第3号、第6号及び第7号の規定の適用については、別表第1第1号中「第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条」とあるのは「第120条第1項」と、「戸籍の謄抄本又は戸籍証明書交付手数料」とあるのは「戸籍証明書交付手数料」と、「450円」とあるのは「400円」と、別表第2第1号、第3号、第6号及び第7号中「300円」とあるのは「200円」と、同表第6号中「住民票又は戸籍の附票」とあるのは「住民票」とする。

別表第2（第2条関係）

(6) 住民票又は戸籍の附票の記載事項に関する証明 1件 300円

西宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年8月29日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例

西宮市国民健康保険条例（令和5年西宮市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第48条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をしたとき又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

付 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(参考1)

○提案理由

国民健康保険法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市国民健康保険条例（現行抄）

（過料）

第48条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないときは、10万円以下の過料に処する。

西宮市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年8月29日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例

(西宮市勤労福祉センター条例の一部改正)

第1条 西宮市勤労福祉センター条例(昭和45年西宮市条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表第2西宮市立勤労青少年ホームの部和室(A)の項から会議室(B)の項までを削る。

第2条 西宮市勤労福祉センター条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

西宮市立勤労会館条例

第1条中「西宮市勤労福祉センター(以下「センター」を「西宮市立勤労会館(以下「会館」に、「および」を「及び」に改める。

第2条及び第3条中「センター」を「会館」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「センター」を「会館」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に、「センター」を「会館」に改め、同号を同条第3号とする。

第5条を削る。

第6条第1項及び第2項第3号中「センター」を「会館」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「センター」を「会館」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「センター」を「会館」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「センター」を「会館」に、「滅失」を「滅失し、」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「譲渡または」を「譲渡し、又は」に改め、同条を第9条とする。

第11条第4項中「第6条第2項及び第9条」を「第5条第2項及び第8条」に、「第6条第2項中」を「第5条第2項中」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

別表第1中「第7条」を「第6条」に改め、同表施設の名称の欄を削る。

別表第2（備考を除く。）を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

室名	使用料（1区分当たり）
和室	800円
第1会議室	200
第2会議室	600
第3会議室	400
第4会議室	200
第5会議室	350
第6会議室	350
第7会議室	400
第8会議室	1,500

別表第3中「第11条」を「第10条」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(参考1)

○提案理由

勤労青少年ホームを閉館することに伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市勤労福祉センター条例（現行抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、西宮市勤労福祉センター（以下「センター」という。）の設置および管理について必要な事項を定める。

（位置）

第2条 センターは、西宮市松原町2番37号に設置する。

（使用時間及び休館日）

第3条 センターの使用時間及び休館日は、規則で定める。

（事業）

第4条 センターは、勤労者の福祉の向上を図るため、次に掲げる事業を行う。

（2） 勤労者の福利厚生及び体育向上のため必要な事業

（4） 前3号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業

（勤労福祉施設）

第5条 センターに、次に掲げる施設を置く。

（1） 西宮市立勤労会館

（2） 西宮市立勤労青少年ホーム

（使用の許可）

第6条 センター（駐車場を除く。以下同じ。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をせず、又は許可を取り消すことができる。

（3） センターの管理運営上支障があるとき。

（使用料）

第7条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1又は別表第2に定める使用料を前納しなければならない。

（使用料の減免）

第8条 市長は、使用者が第4条各号に規定する事業を行うためにセンターを使用するときは、規則で定めるところにより使用料を減免することができる。

（使用者の義務及び責任）

第9条 使用者は、センターの建物又は付属設備その他の器具を滅失又は破損した場合は、すみやかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（使用権の譲渡の禁止）

第10条 使用者は、施設使用の権利を他人に譲渡または転貸してはならない。

（駐車場）

第11条

4 第6条第2項及び第9条の規定は、駐車場について準用する。この場合において、第6条第2項中「許可をせず、又は許可を取り消す」とあるのは、「駐車場への入場を拒み、又は駐車場からの退場を命ずる」と読み替えるものとする。

別表第1（第7条関係）

施設の名称	室名	区分	午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで

西宮市立勤労会館	ホール	平日	12,600円	16,800円	16,800円	29,400円	33,600円	46,200円
		土曜日・日曜日・休日	15,000	20,100	20,100	35,100	40,200	55,200

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 使用者が本市住民以外の者である場合又は本市に所在する団体以外の団体である場合の使用料は、この表に定める額の1.5倍に相当する額とする。
- 3 使用者が1人当たり5,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料は、この表に定める額の1.5倍（前項に該当する場合にあつては、2倍）に相当する額とする。ただし、市長が特に必要があると認めるものについては、この限りでない。
- 4 附属設備の使用料は、規則で定める。

別表第2（第7条関係）

施設の名称	室名	使用料（1区分当たり）
西宮市立勤労会館	和室	800円
	第1会議室	200
	第2会議室	600
	第3会議室	400
	第4会議室	200
	第5会議室	350
	第6会議室	350
	第7会議室	400
	第8会議室	1,500
西宮市立勤労青少年ホーム	和室(A)	350
	和室(B)	350
	会議室(A)	650
	会議室(B)	300
	器楽室(A)	600
	器楽室(B)	500
	小体育室	900
	体育室	3,300

（該当部分のみ抜粋）

別表第3（第11条関係）

区分		使用料
普通駐車	午前7時30分から午後10時30分まで	30分までごとに100円
夜間駐車	午後10時30分から午前7時30分まで	30分までごとに150円

備考

- 1 午前7時30分から午後10時30分までの間に入庫した場合における使用料については、当該入庫した時間から30分を経過するまでの間は、無料とする。
- 2 連続する普通駐車又は夜間駐車の使用料は、それぞれの区分ごとに1,000円を上限とする。

西宮市運動施設条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市運動施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年8月29日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市運動施設条例の一部を改正する条例

西宮市運動施設条例（昭和40年西宮市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び別表第1」を「、別表第1及び別表第3」に改める。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、個人使用（個人である使用者が規則で定める場合に、体育館（西宮市立中央体育館分館運動場を除く。）又は西宮市立能登運動場会議室を他の使用者と共有して使用することをいう。以下同じ。）の許可を受けた者は、1時間当たり100円（児童等（未就学児、小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）にあつては50円とし、使用者が本市住民以外の者である場合にあつてはそれぞれこれに2を乗じて得た額とする。）の使用料を納付しなければならない。

第5条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第5条の2 前条の規定にかかわらず、西宮市立松原体育館の利用者は、第9条の規定により運動施設（西宮市立松原体育館に限る。）の管理を行う指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

- 2 利用料金の額については、別表第3（個人使用の場合にあつては別表第4）に定める

額及び前条第3項の規定に基づき規則で定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 指定管理者は、市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、若しくは免除し、又は利用料金の全部若しくは一部を還付することができる。

第8条第1項中「別表第4」を「別表第5」に改める。

第10条第1号中「に係る申請の受理及び許可書の交付」を削る。

別表第1 体育館の部西宮市立松原体育館の款を削る。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条の2関係）

西宮市立松原体育館利用料金

区分	利用料金（1時間当たり）	
	平日	休日
体育室	円 2,500	円 3,100
多目的室（1）	600	750
多目的室（2）	450	550
会議室	300	300

備考

- 1 別表第1備考第1項及び第6項の規定は、この表に定める利用料金の算定について準用する。
- 2 使用者が本市住民以外の者である場合は、この表に定める額に2倍を上限とする率を乗じるものとする。
- 3 運動施設（会議室を除く。次項において同じ。）を営利を目的として使用する場合は、この表に定める額（前項に該当する場合は、同項の規定の適用後の額）に3

倍を上限とする率を乗じるものとする。

4 前項に該当する場合を除き、運動施設をスポーツ若しくはレクリエーションを行う目的以外の目的で使用する場合又は使用者が入場料を徴して運動施設を使用する場合は、この表に定める額（第2項に該当する場合は、同項の規定の適用後の額）に1.5倍を上限とする率を乗じるものとする。

5 体育室の2分の1以下の面積を区分して使用する場合は、この表に定める額（前3項に該当する場合は、前3項の規定の適用後の額）に0.5倍を上限とする率を乗じるものとする。

別表第4を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第5条の2関係）

西宮市立松原体育館利用料金（個人使用）

区分	利用料金
体育館（走路及び多目的室（2）を除く。）	1時間当たり100円（児童等にあつては、50円）
走路	
多目的室（2）	1回当たり200円（児童等にあつては、100円）

備考

- 1 使用者（多目的室（2）の使用者を除く。）が本市住民以外の者である場合は、この表に定める額に2倍を上限とする率を乗じるものとする。
- 2 多目的室（2）の使用者が走路を使用した場合には、走路の利用料金は、徴収しない。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の西宮市運動施設条例の規定による利用料金の額の設定その他の準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

(参考1)

○提案理由

西宮市立松原体育館の指定管理において、利用料金制度を導入するため。

(参考2)

○西宮市運動施設条例（現行抄）

（使用の許可）

第4条 運動施設（駐車場を除く。以下この条から第7条まで及び別表第1において同じ。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（使用料）

第5条

2 前項の規定にかかわらず、個人である使用者が規則で定める場合に、体育館（西宮市立中央体育館分館運動場を除く。）又は西宮市立能登運動場会議室を他の使用者と共有して使用するときの使用料は、別表第3のとおりとする。

（駐車場）

第8条 駐車場（別表第4区分の欄に掲げるものに限る。次項において同じ。）を使用する者は、同表に定める使用料を納付しなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

（1）第4条第1項に規定する運動施設の使用の許可に係る申請の受理及び許可書の交付に関する事務を行うこと。

別表第1（第5条関係）

運動施設（プールを除く。）使用料

区分		使用料（1時間当たり）		
		平日	休日	
体育館	西宮市立松原体育館	体育室	2,500	3,100
		多目的室(1)	600	750
		多目的室(2)	450	550
		会議室	300	300

(該当部分のみ抜粋)

別表第3（第5条関係）

区分	使用料（1時間当たり）		使用料（1回当たり）	
	児童等	一般	児童等	一般
1 体育館（次項及び3の項に掲げる施設を除く。）及び西宮市立能登運動場会議室	50円	100円	—	—
2 走路	50円	100円	—	—
3 西宮市立松原体育館多目的室（トレーニング器具を使用した場合の多目的室に限る。）	—	—	100円	200円

備考

1 この表において「児童等」とは、未就学児、小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、児童等以

外の者をいう。

- 2 使用者が本市住民以外の者である場合の使用料は、この表に定める額の2倍に相当する額（3の項に規定する使用料にあつては、この表に定める額）とする。
- 3 使用者が西宮市立松原体育館多目的室を使用した場合には、西宮市立松原体育館走路の使用料は、徴収しない。

令和6年度 西宮市一般会計補正予算
(第5号)

令和6年度 西宮市の一般会計補正予算(第5号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,148,318千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209,722,199千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年8月29日提出

西宮市長 石井 登志郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
35 分担金及び負担金		813,110	14,857	827,967
	10 負担金	812,110	14,857	826,967
45 国庫支出金		43,406,441	4,783	43,411,224
	10 国庫補助金	10,551,790	4,783	10,556,573
50 県支出金		13,717,843	40,962	13,758,805
	10 県補助金	2,320,811	40,962	2,361,773
65 繰入金		8,743,343	745,022	9,488,365
	05 繰入金	8,743,343	745,022	9,488,365
70 繰越金		1	522,145	522,146
	05 繰越金	1	522,145	522,146
75 諸収入		7,012,273	95,049	7,107,322
	90 雑入	5,781,121	95,049	5,876,170
80 市債		13,471,200	△274,500	13,196,700
	05 市債	13,471,200	△274,500	13,196,700
歳 入 合 計		208,573,881	1,148,318	209,722,199

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		22,079,399	61,232	22,140,631
	05 総務費	18,281,477	56,031	18,337,508
	15 戸籍住民基本台帳費	1,240,626	5,201	1,245,827
15 民生費		99,735,423	842,643	100,578,066
	05 社会福祉費	28,164,051	92,381	28,256,432
	10 老人福祉費	2,025,446	△271,558	1,753,888
	15 児童福祉費	34,248,558	3,369	34,251,927
	20 障害福祉費	19,936,041	365,050	20,301,091
	25 生活保護費	15,361,327	653,401	16,014,728
20 衛生費		20,757,605	244,380	21,001,985
	03 保健費	7,554,106	244,380	7,798,486
25 労働費		373,011	63	373,074
	10 労働諸費	373,011	63	373,074
歳 出 合 計		208,573,881	1,148,318	209,722,199

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市県民税システムにおける定額減税及び不足額給付対応業務	令和7年度	21,835
山口町上山口特別養護老人ホーム等建設補助事業	令和7年度	591,045
学 校 施 設 常 駐 警 備 業 務	令和7年度	335,464

変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
寿園生活支援等業務	令和7～9年度	72,486	令和7～9年度	77,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 35 分担金及び負担金
(項) 10 負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	
35		分担金及び負担金	813,110	14,857	827,967	
	10	負 担 金	812,110	14,857	826,967	
		15	民生費負担金	812,110	14,857	826,967
45		国庫支出金	43,406,441	4,783	43,411,224	
	10	国庫補助金	10,551,790	4,783	10,556,573	
		10	総務費国庫補助金	4,484,768	495	4,485,263
		15	民生費国庫補助金	1,763,495	4,288	1,767,783
50		県支出金	13,717,843	40,962	13,758,805	
	10	県補助金	2,320,811	40,962	2,361,773	
		15	民生費県補助金	2,040,679	40,962	2,081,641
65		繰 入 金	8,743,343	745,022	9,488,365	
	05	繰 入 金	8,743,343	745,022	9,488,365	
		05	基金繰入金	8,741,508	745,022	9,486,530
70		繰 越 金	1	522,145	522,146	
	05	繰 越 金	1	522,145	522,146	
		05	繰 越 金	1	522,145	522,146
75		諸 収 入	7,012,273	95,049	7,107,322	
	90	雑 入	5,781,121	95,049	5,876,170	
		20	過年度収入	50,482	10,574	61,056
	90	雑 入	5,706,806	84,475	5,791,281	
80		市 債	13,471,200	△274,500	13,196,700	
	05	市 債	13,471,200	△274,500	13,196,700	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
05	老人福祉費負担金	14,857	(健康福祉局) 老人保護措置費負担金 14,857
05	総務費補助金	495	(市 民 局) 個人番号カード交付事務費補助金 495
20	障害福祉費補助金	4,288	(健康福祉局) 障害者総合支援事業費補助金 4,288
10	老人福祉費補助金	40,962	(健康福祉局) 住宅改造費助成事業費 9,637 地域介護拠点整備費 30,600 定期巡回サービス事業者参入促進事業費 725
05	基金繰入金	745,022	(財 務 局) 財政基金繰入金 745,022
05	繰越金	522,145	(財 務 局) 前年度繰越金 522,145
05	過年度収入	10,574	(健康福祉局) 過年度養育医療費県負担金 2,264 過年度自立支援医療費国庫負担金 1,119 過年度養育医療費国庫負担金 5,586 過年度新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費 1,571 過年度結核医療費国庫補助金 34
90	雑入	84,475	(総 務 局) デジタル基盤改革支援補助金 69,204 (健康福祉局) 阪神7市1町予防接種負担金収入 15,271

(款) 80 市 債
(項) 05 市 債

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	民 生 債	1,055,300	△274,500	780,800

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
20 老人福祉債	△274,500	(財 務 局) 民間老人福祉施設整備事業債 △274,500

2 歳 出

(款) 10 総務費
(項) 05 総務費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
10		総務費	22,079,399	61,232	22,140,631	495	60,737
	05	総務費	18,281,477	56,031	18,337,508		56,031
	48	地域振興費	148,677	783	149,460		783
	54	生涯学習費	1,200,436	1,322	1,201,758		1,322
	57	市民文化施設費	1,056,229	926	1,057,155		926
	80	諸 費	425,949	53,000	478,949		53,000
15		戸籍住民基本台帳費	1,240,626	5,201	1,245,827	495	4,706
	05	戸籍住民基本台帳費	1,233,881	5,201	1,239,082	国庫支出金 495	4,706

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助 及び交付金	783	(市 民 局) 380201 男女共同参画推進事業経費 783 18 負担金補助及び交付金 783 施設管理共益負担金 783
18 負担金補助 及び交付金	1,322	(産業文化局) 610109 公民館管理運営事業経費 1,322 18 負担金補助及び交付金 1,322 施設管理共益負担金 1,322
18 負担金補助 及び交付金	926	(産業文化局) 420202 市民ホール管理運営事業経費 926 18 負担金補助及び交付金 926 施設管理等負担金 926
22 償還金利子 及び割引料	53,000	(財 務 局) 800211 過年度分市税等過誤納金還付金 53,000 22 償還金利子及び割引料 53,000 過年度分市税等過誤納金還付金 53,000
10 需 用 費 22 償還金利子 及び割引料	495 4,706	(市 民 局) 710401 戸籍住民基本台帳事業経費 5,201 10 需用費 495 消耗品費 495 22 償還金利子及び割引料 4,706 過年度個人番号カード交付事務費補助金返納金 4,706

(款) 15 民生費
(項) 05 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
15		民生費	99,735,423	842,643	100,578,066	△145,189	987,832
	05	社会福祉費	28,164,051	92,381	28,256,432	65,835	26,546
		73 介護保険事業費	6,290,310	92,381	6,382,691	諸収入 65,835	26,546
	10	老人福祉費	2,025,446	△271,558	1,753,888	△218,681	△52,877
		05 老人福祉総務費	590,755	32,050	622,805	県支出金 31,325	725
		10 老人援護費	440,973	34,132	475,105	県支出金 9,637 分担金及び負 担金 14,857	9,638
		25 老人福祉施設整備費	784,954	△337,740	447,214	地方債 △274,500	△63,240
	15	児童福祉費	34,248,558	3,369	34,251,927	3,369	
		05 児童福祉総務費	1,308,689	3,369	1,312,058	諸収入 3,369	
	20	障害福祉費	19,936,041	365,050	20,301,091	4,288	360,762
		05 障害福祉総務費	508,465	360,548	869,013		360,548

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
27 繰 出 金	92,381	(財 務 局・健康福祉局) 800214 介護保険特別会計繰出金 92,381 27 繰出金 92,381 介護保険特別会計繰出金 92,381
18 負担金補助 及び交付金	32,050	(健康福祉局) 320509 民間老人福祉施設運営補助事業経費 32,050 18 負担金補助及び交付金 32,050 民間老人福祉施設開設準備経費補助金 30,600 定期巡回サービス事業者参入促進事業補助金 1,450
19 扶 助 費	34,132	(健康福祉局) 320503 人生いきいき住宅改造助成事業経費 19,275 19 扶助費 19,275 住宅改造助成費 19,275 (健康福祉局) 320507 老人保護措置事業経費 14,857 19 扶助費 14,857 老人ホーム措置費 14,857
18 負担金補助 及び交付金	△337,740	(健康福祉局) 320502 民間老人福祉施設整備補助事業費 △337,740 18 負担金補助及び交付金 △337,740 民間老人福祉施設整備補助金 △337,740
12 委 託 料	3,369	(こども支援局) 210402 家庭児童相談事業経費 3,369 12 委託料 3,369 家庭児童相談システム改修委託料 3,369
22 償還金利子 及び割引料	360,548	(健康福祉局) 900404 一般事務経費 360,548 22 償還金利子及び割引料 360,548 過年度障害者自立支援給付費等国庫負担金返納金 207,362 過年度特別障害者手当等給付費国庫負担金返納金 329 過年度障害者総合支援事業費国庫補助金返納金 4,812 過年度障害者医療費国庫負担金返納金 21,325 過年度障害児施設給付費等国庫負担金返納金 8,944

(款) 15 民生費
(項) 20 障害福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	10	障害援護費	18,643,396	4,502	18,647,898	国庫支出金 4,288	214
25		生活保護費	15,361,327	653,401	16,014,728		653,401
	05	生活保護総務費	871,962	653,401	1,525,363		653,401

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		過年度障害児施設給付費等県負担金返納金 4,472 過年度障害者自立支援給付費等県負担金返納金 103,681 過年度障害者医療費県負担金返納金 9,451 過年度地域生活支援事業費国庫補助金返納金 115 過年度地域生活支援事業費県補助金返納金 57	
18 負担金補助 及び交付金	4,502	(健康福祉局) 330301 障害者就労支援等事業経費 4,502 18 負担金補助及び交付金 4,502 就労系障害福祉サービスにおけるICT機器等導入支援事業補 助金 641 障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事 業補助金 3,861	
22 償還金利子 及び割引料	653,401	(健康福祉局) 900405 一般事務経費 653,401 22 償還金利子及び割引料 653,401 過年度生活保護費等国庫負担金返納金 619,855 過年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金返納金 33,546	

(款) 20 衛生費
(項) 03 保健費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
20		衛生費	20,757,605	244,380	21,001,985	25,845	218,535
	03	保健費	7,554,106	244,380	7,798,486	25,845	218,535
		10	保健所費	1,649,101	221,425	1,870,526	諸収入 9,003
	15	保健予防費	4,695,723	22,955	4,718,678	諸収入 16,842	6,113

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利息及び割引料	221,425	(健康福祉局) 900407 一般事務経費 221,425 22 償還金利息及び割引料 221,425 過年度感染症事業費国庫負担金返納金 342 過年度感染症発生動向調査事業費国庫負担金返納金 9,046 過年度エイズ対策促進事業費国庫補助金返納金 60 過年度特定感染症検査等事業費国庫補助金返納金 3,956 過年度結核医療費国庫負担金返納金 2,915 過年度小児慢性特定疾病事業費国庫補助金返納金 531 過年度小児慢性特定疾病事業費国庫負担金返納金 1,108 過年度自立支援医療費県負担金返納金 1,262 過年度結核児童療育費国庫負担金返納金 6 過年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返納金 35,656 過年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返納金 165,951 過年度疾病予防対策事業費等補助金返納金 592
18 負担金補助及び交付金	22,955	(健康福祉局) 370101 予防接種事業経費 22,955 18 負担金補助及び交付金 22,955 阪神7市1町予防接種負担金 22,955

(款) 25 労働費
(項) 10 労働諸費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
25		労働費	373,011	63	373,074		63
	10	労働諸費	373,011	63	373,074		63
	10	勤労施設費	184,761	63	184,824		63

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	63	(産業文化局) 480304 勤労会館等管理運営事業経費 18 負担金補助及び交付金 施設管理共益負担金	63 63 63

追 加

事 項	限 度 額	令和5年度末までの 支出額		令和6年度以降の 支出（見込）額	
		期 間	金 額	期 間	金 額
市県民税システムにおける定額減税 及び不足額給付対応業務	21,835			7	21,835
山口町上山口特別養護老人 ホーム等建設補助事業	591,045			7	591,045
学校施設常駐警備業務	335,464			7	335,464

（ 参 考 ）

1. 市県民税システムにおける定額減税及び不足額給付対応業務
（令和7年度）
市県民税システムにおける定額減税及び不足額給付対応業務の委託 21,835,000円

2. 山口町上山口特別養護老人ホーム等建設補助事業 591,045,000円
（令和7年度）
山口町上山口特別養護老人ホーム等の整備に係る補助事業
総事業費 844,350,000円の一部

3. 学校施設常駐警備業務 335,464,000円
（令和7年度）
学校施設常駐警備業務の委託

のについての前年度末までの支出額
 関する調書

(単位：千円)

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 定 財 源	財 源		
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
			21,835
	556,300		34,745
		5,281	330,183

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
および当該年度以降の支出予定額等に

変 更

事 項	限 度 額		令和5年度末までの 支出額		令和6年度以降の 支出（見込）額	
			期 間	金 額	期 間	金 額
寿園生活支援等業務	補正前	72,486			7～9	72,486
	補正額	4,514			-	4,514
	補正後	77,000			7～9	77,000

（ 参 考 ）

寿園生活支援等業務

補正前 （令和7年度～令和9年度）

72,486,000円

補正後 （令和7年度～令和9年度）

77,000,000円

業務委託内容の追加に伴う、限度額の変更

のについての前年度末までの支出額
 関する調書

(単位：千円)

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 定 財 源	財 源		
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
			72,486
			4,514
			77,000

令和6年度 西宮市介護保険特別会計補正予算
(第2号)

令和6年度 西宮市の介護保険特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92,381千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,691,369千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年8月29日提出

西宮市長 石井 登志郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰入金		6,290,310	92,381	6,382,691
	05 繰入金	6,290,310	92,381	6,382,691
歳入合計		40,598,988	92,381	40,691,369

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
05 総務費		875,036	92,381	967,417
	05 総務管理費	448,121	92,381	540,502
歳 出	合 計	40,598,988	92,381	40,691,369

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険・介護認定システム標準化対応業務	令和7年度	102,630

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 65 繰入金
(項) 05 繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
65		繰入金	6,290,310	92,381	6,382,691
	05	繰入金	6,290,310	92,381	6,382,691
		10 一般会計繰入金	6,290,310	92,381	6,382,691

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
20 その他繰入金	92,381	その他繰入金	92,381

2 歳 出

(款) 05 総務費
(項) 05 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般会計 繰入金
05		総務費	875,036	92,381	967,417		92,381
	05	総務管理費	448,121	92,381	540,502		92,381
	05	一般管理費	408,912	92,381	501,293		92,381

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	92,381	320306 介護保険事務経費 12 委託料 介護保険事務処理システム改修委託料	92,381 92,381 92,381

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
および当該年度以降の支出予定額等に

追 加

事 項	限 度 額	令和5年度末までの 支出額		令和6年度以降の 支出（見込）額	
		期 間	金 額	期 間	金 額
介護保険・介護認定 システム標準化対応業務	102,630			7	102,630

（ 参 考 ）

1. 介護保険・介護認定システム標準化対応業務 102,630,000円
 （令和7年度）
 介護保険・介護認定システムの標準化対応業務の委託
 総 事 業 費 195,011,000 円の一部

のについての前年度末までの支出額
 関する調書

(単位：千円)

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
			102,630

訴え提起の件

下記のとおり訴えを提起する。

令和6年8月29日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 訴えの事件名

市営住宅等明渡し等請求事件

2 訴えの相手方

(1) ****

** **

(2) ****

** **

3 訴えの趣旨

(1) 次に掲げる市営住宅の明渡しを求める。

ア 相手方(1)にあつては当該住所地の市営住宅

イ 相手方(2)にあつては****

ウ 相手方(2)にあつては****

(2) 次に掲げる金員の支払を求める。

ア 相手方(1)にあつては滞納家賃、家賃相当損害金及び延滞金

イ 相手方(2)にあつては家賃相当損害金及び駐車場相当損害金

(3) 相手方(1)にあつては滞納家賃等の全額を支払い、以後の家賃を滞納せずに支払うと申し出た場合、この項(1)及び(2)の規定にかかわらず、市は当該市営住宅

を対象とした訴え提起前の和解を申し立てることができる。

4 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(参考)

○訴えを提起する理由

市営住宅の入居者である相手方(1)にあつては家賃等を長期にわたり滞納し、市の催告にもかかわらずこれに応じないため、相手方(2)にあつては市営住宅を不正に使用し、市の明渡し請求にもかかわらずこれに応じないため、訴えを提起するものである。

令和5年度西宮市水道事業会計利益剰余金の処分の件

令和5年度西宮市水道事業会計利益剰余金の処分について、次のとおりとする。

令和6年8月29日提出

西宮市長 石 井 登志郎

令和5年度西宮市水道事業会計の未処分利益剰余金4,059,878,316円のうち528,900,000円を資本金に組み入れ、32,400,000円を減債積立金に、480,200,000円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てる。

(参考)

○地方公営企業法

(剰余金の処分等)

第32条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

令和5年度西宮市下水道事業会計利益剰余金の処分の件

令和5年度西宮市下水道事業会計利益剰余金の処分について、次のとおりとする。

令和6年8月29日提出

西宮市長 石 井 登志郎

令和5年度西宮市下水道事業会計の未処分利益剰余金2,172,778,765円のうち347,302,992円を資本金に組み入れ、80,245,234円を減債積立金に積み立てる。

(参考)

○地方公営企業法

(剰余金の処分等)

第32条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

工事請負契約締結の件

下記のとおり契約を締結する。

令和6年8月29日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 契約の目的

苦楽園中学校・苦楽園小学校長寿命化改修事業

2 契約金額

金3,998,500,000円

3 契約の相手方

(1) 大阪市北区中之島三丁目3番3号

東レ建設 株式会社 (代表企業)

(2) 西宮市高松町20番21号

株式会社 松田組

(3) 京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町579-1

株式会社 住建設計

(参考)

1 工 期 令和10年4月30日

2 工事場所 苦楽園中学校：西宮市苦楽園三番町14-1

苦楽園小学校：西宮市苦楽園二番町18-12

3 工事概要 調査・設計業務

改 修 工 事：屋上防水、外壁、外部建具、内装、電気設備、
機械設備、渡り廊下、付属棟、外構等

仮設校舎整備

その他関連業務

4 入札結果表

令和6年5月10日 開札、令和6年7月3日 総合評価一般競争入札方式により決定					
名 称 苦楽園中学校・苦楽園小学校長寿命化改修事業					
予 定 価 格 金4,754,200千円(入札書比較価格 金4,322,000千円)					
入札者(代表企業)	入札金額 (単位：億円)	価格評価点 (100点)	性能評価点 (100点)	総合評価点 (200点)	結 果
東レ建設 株式会社	36.35	52.98	77.67	130.65	落 札
株式会社 浅沼組 神戸支店	38.97	32.78	63.67	96.45	次 点

5 契約業者経歴表

(単位：千円)

1	業 者 名	東レ建設 株式会社
2	資 本 金	1, 530, 000
3	最近1年間の 完成工事高	建築一式工事 22, 128, 411
		土木一式工事 130, 511
		その他 3, 864, 364
		計 26, 123, 286
4	本市以外の 主要工事	川西市営花屋敷団地等建替事業 2, 576, 000
		(仮称) UD天満事業化計画新築工事 2, 000, 000
		交通遺児育英会学生寮心塾東京寮整備事業 1, 850, 500
5	最近3年間の 本市に対する 主要工事	該当なし
6	現在施 工中の 工事	該当なし
	本市以外 に対する 分	滋賀県立近江学園整備事業 3, 505, 409 福知山市営住宅つつじが丘団地ほか建替事業 2, 274, 020 東大阪市営旧上小阪東住宅建替事業 1, 965, 750 日本大学国際関係学部図書館兼管理棟新築工事 3, 388, 000

(単位：千円)

1	業 者 名	株式会社 松田組		
2	資 本 金	72,000		
3	最近1年間の 完成工事高	建築一式工事	1,288,496	
		土木一式工事	1,003,370	
		その他工事	682	
		計	2,292,548	
4	本市以外の 主要工事	もりのおと小規模保育園新築工事	109,400	
		雲雀丘花屋敷運輸ビル寝室他設備改良工事のうち建築工事	94,000	
		六甲変電所耐震補強工事のうち建築工事	117,700	
		南茨木阪急ビル解体に伴う南茨木駅橋上駅舎耐震性能維持工 事のうち建築工事	40,700	
5	本市に対する 主要工事	生瀬小学校体育館・特別教室棟大規模改修他建築工事	103,400	
		市営住宅池田町外壁改修他工事	160,600	
		津門保育所・津門児童館改築工事（JV工事比率70%）	621,500	
		段上小学校大規模改修他工事（JV工事比率70%）	1,306,800	
6	現在施 工中の 工事	上之町保育所・北瓦木センター大規模改修工事	186,780	
		本市に対 する分	瓦木小学校長寿命化改修他工事（JV工事比率70%）	1,430,000
			今津小学校長寿命化改修他工事（JV工事比率40%）	1,412,400
			市営城ヶ堀町住宅整備工事（JV工事比率70%）	1,212,200
			江上庁舎・旧保健所解体工事	376,200
本市以外 に対する 分	春風小学校体育館棟外壁改修及び屋根改修工事	68,200		
		該当なし		

(単位：千円)

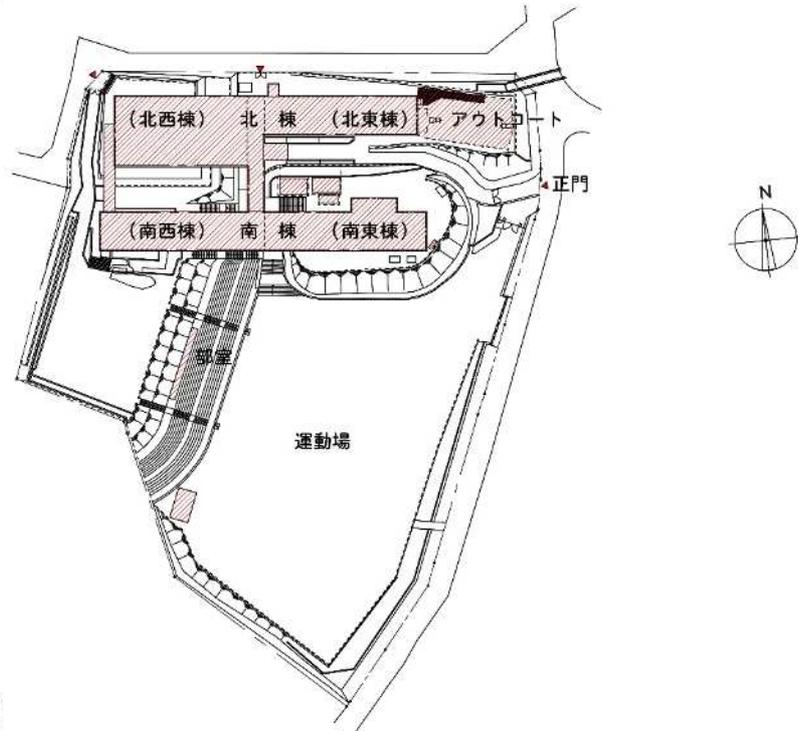
1	業 者 名	株式会社 住建設計	
2	資 本 金		10,000
3	最近1年間の 完 上 高	計	134,572
4	最近3年間の 本市以外の 主要業務	京都市立北総合支援学校分校施設整備工事設計業務 京都市立上賀茂小学校校舎長寿命化改修工事設計業務 京都市立鷹峯小学校ほか3校体育館防災機能強化等リニューアル工事設計業務	26,950 27,929 56,138
5	最近3年間の 本市に対する 主要業務	該当なし	
6	現在履 行中の 業務	該当なし	
	本市以外 に対する 分	京都市学校給食センターPFIアドバイザー業務 京都市市営住宅団地再生事業養正市営住宅更新棟（第2期） 基本計画策定支援業務 やま動物愛護センター（仮称）の整備に係る基本計画策定支 援及び民間活力導入可能性調査業務	7,000 20,350 7,000

本事業場所：苦楽園中学校
(地番) 西宮市苦楽園三番町14-1

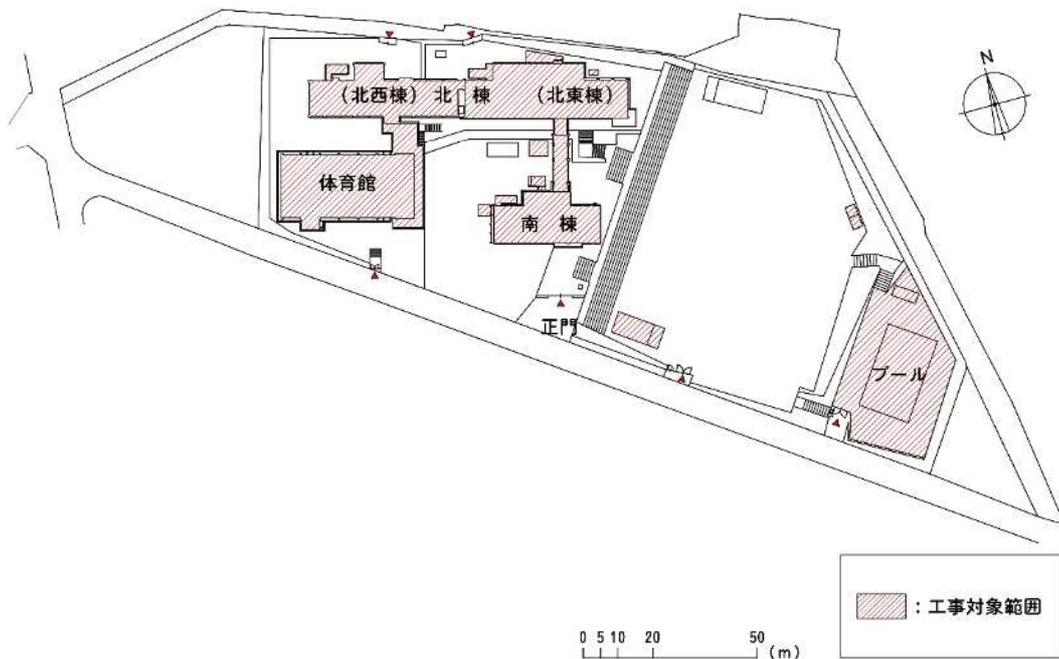


本事業場所：苦楽園小学校
(地番) 西宮市苦楽園二番町18-12

苦楽園中学校



苦楽園小学校



工事請負契約変更の件

令和6年3月25日議決を得た工事請負契約締結の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和6年8月29日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

議決番号	変更事項
議決第188号	契約金額「金432,955,930円」を「金440,882,561円」に変更する。

(参考)

- 1 変更理由 令和6年3月適用の労務単価等に係る特例措置適用のため。
- 2 原契約の目的 青葉台緑地急傾斜地崩壊対策工事
- 3 契約の相手方 西宮市鳴尾町1丁目7番8号
日光・八紘 特定建設工事共同企業体
- 4 工期 令和6年3月26日から令和8年3月31日まで

工事請負契約変更の件

令和6年7月4日議決を得た工事請負契約締結の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和6年8月29日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

議決番号	変更事項
議決第228号	契約金額「金376,200,000円」を「金393,228,113円」に変更する。

(参考)

- 1 変更理由 令和6年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について対応すべく設計変更を行うものである。
- 2 原契約の目的 江上庁舎・旧保健所解体工事
- 3 契約の相手方 西宮市高松町20番21号
株式会社 松田組
- 4 工期 令和6年7月5日から令和7年12月26日まで

処分報告の件

下記の事件について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年8月29日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

専決第 17 号

令和6年度 西宮市一般会計補正予算（第4号）専決処分書

令和6年度 西宮市の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 628,240 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 208,573,881 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月1日専決

西宮市長 石井 登志郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		42,778,201	628,240	43,406,441
	10 国庫補助金	9,923,550	628,240	10,551,790
歳入合計		207,945,641	628,240	208,573,881

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 民生費		99,107,183	628,240	99,735,423
	05 社会福祉費	27,535,811	628,240	28,164,051
歳 出	合 計	207,945,641	628,240	208,573,881

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 45 国庫支出金
(項) 10 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
45		国庫支出金	42,778,201	628,240	43,406,441
	10	国庫補助金	9,923,550	628,240	10,551,790
		10 総務費国庫補助金	3,856,528	628,240	4,484,768

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
05 総務費補助金	628,240	(財 務 局) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 628,240

2 歳 出

(款) 15 民生費
(項) 05 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
15		民生費	99,107,183	628,240	99,735,423	628,240	
	05	社会福祉費	27,535,811	628,240	28,164,051	628,240	
	05	社会福祉総務費	4,651,056	628,240	5,279,296	国庫支出金 628,240	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	628,240	(健康福祉局) 340203 非課税世帯等臨時特別給付金事業経費 18 負担金補助及び交付金 非課税世帯支援金 低所得世帯支援金 こども加算 調整給付	628,240 628,240 154,600 △223,900 63,200 634,340

処分報告の件

下記の事件について専決処分したので報告する。

令和6年8月29日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定に基づき、次の事件を専決処分する。

専決第 8 号	令和 6 年 6 月 2 1 日
専決第 9 号	令和 6 年 6 月 2 1 日
専決第 1 0 号	令和 6 年 6 月 2 6 日
専決第 1 1 号	令和 6 年 7 月 5 日
専決第 1 2 号	令和 6 年 7 月 1 2 日
専決第 1 3 号	令和 6 年 7 月 1 6 日
専決第 1 4 号	令和 6 年 7 月 2 2 日
専決第 1 5 号	令和 6 年 7 月 2 6 日

和解に係る専決処分（指定事項第1号該当）

専決年月日	令和6年6月26日
専決番号	第10号
相手方	***** ***
事件の概要	令和6年4月22日午前9時25分頃、西宮市六湛寺町2先において、学校保健安全課の車両（軽貨物車）が、横断歩道上を走行してきた相手方車両（自転車）に接触し、これを破損したもの。
和解の要旨	相手方車両の修理費（6,280円）の90パーセントを市が、10パーセントを相手方が負担する。

損害賠償の額の決定に係る専決処分（指定事項第2号該当）

専決年月日	令和6年6月21日
専決番号	第8号
相手方	***** *****
事件の概要	令和6年4月11日午後1時50分頃、西宮市産所町13において、美化第1課の車両（塵芥車）が後方の車両を先に行かせるために道路の左側に寄せたところ、相手方グレーチングに乗り上げ、これを破損したもの。
損害賠償の額	グレーチング修理費 110,000円

専決年月日	令和6年6月21日
専決番号	第9号
相手方	***** ** **
事件の概要	令和6年4月8日午前10時20分頃、西宮市老松町158-3先の交差点において、環境衛生課の車両（ダンプ車）が後進したところ、相手方擁壁に接触し、これを破損したもの。
損害賠償の額	擁壁修理費 150,700円

専決年月日	令和6年7月12日
専決番号	第12号
相手方	***** **
事件の概要	税務管理課が相手方に改訂前の納付書を発送し、相手方がこれにより納付を行ったことにより、相手方に不要な手数料を負担させたもの。
損害賠償の額	手数料相当額 990円

専決年月日	令和6年7月16日
専決番号	第13号
相手方	***** ** **
事件の概要	令和6年6月7日午後4時30分頃、西宮市立西宮東高等学校の教室において、同校の教諭が机の横を通過したところ、机上に置かれた鞆に接触したため、当該鞆の上に置かれていた相手方タブレット端末が床に滑り落ち、これを破損したもの。
損害賠償の額	タブレット端末修理費 94,800円

専決年月日	令和6年7月26日
専決番号	第15号
相手方	***** ** **
事件の概要	令和6年5月2日午前10時頃、*****において、美化第2課の職員が同課の車両（普通貨物車）の荷台に上がる際に、足を踏み外して相手方車両の上に落下したことにより、これを破損したもの。
損害賠償の額	車両修理費等 363,000円

工事変更契約に係る専決処分（指定事項第3号該当）

専決年月日	令和6年7月5日
専決番号	第11号
議決番号	第20号（令和5年7月5日議決）
工事名称	市営住宅西宮浜4丁目2号棟外壁改修他工事
工事場所	西宮市西宮浜4丁目
変更内容	報告第34号（令和6年6月26日終了）で変更した 契約金額「198,674,329円」を 「199,596,982円」とする。
契約の相手方	西宮市生瀬町1丁目22番12号 株式会社 巨勢工務店

(参考)

○契約変更理由

共用廊下の防滑性シート施工箇所において、排水処理が必要となったことによる設計変更等のため増額変更を行う。

専決年月日	令和6年7月22日
専決番号	第14号
議決番号	第187号（令和6年3月25日議決）
工事名称	安井小学校運動場他整備工事
工事場所	西宮市安井町外
変更内容	報告第34号（令和6年6月26日終了）で変更した 契約金額「金268,350,491円」を 「金268,930,123円」に変更する。
契約の相手方	大阪市鶴見区横堤4丁目24番8号 株式会社 運動施設

(参考)

○契約変更理由

竣工に伴う出来高数量の精算により、工事費が増額となるため。

第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件

西宮市第三セクター等への関与に関する条例第 5 条第 2 項の規定により公益財団法人西宮市国際交流協会の経営の健全性等の評価等を下記のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 法人の名称

公益財団法人西宮市国際交流協会

2 経営の健全性等の評価

(1) 経営の健全性

西宮市国際交流協会（以下、当協会という。）は「多文化共生社会の実現に関する事業」、「国際交流・国際協力に関する事業」及び「国際理解に関する事業」の公益目的事業を推進し、収益の確保を主たる目的としていないことから、令和 5 年度の当期経常増減額は 986 千円となっている。正味財産比率は 98%、借入金依存率は 0% であり、概ね健全と評価する。引き続き、さらなる経営の安定化に向けた取組みを求めていく。

(2) 法人の事業による公益目的の達成度

当協会の「多文化共生社会の実現に関する事業」では、昨年度に引き続き学習支援、各種相談や情報提供など、主に「外国人市民にとって安心して暮らせる環境整備」につながる、多文化共生の住みよい地域づくりの推進にかかる事業を実施した。なお、これらの事業は、当協会の趣旨に賛同し、登録するボランティア自主活動グループなどの参画と協力を得ることにより、幅広く実施している。「国際交流・国

「国際協力に関する事業」では、外国人市民とのふれあい事業や、国際交流・国際協力に取り組む地域団体の事業支援など、主に市民レベルでの幅広い国際交流活動を促進する、国際交流・国際協力の推進にかかる事業を実施した。「国際理解に関する事業」では、国際理解について市民の関心を高め、また世界各国の文化等に対する理解を深めるため、「多文化共生社会への理解促進」につながる国際理解講座や、国際理解に関する情報提供などを行った。

なお令和5年度も引き続き、外国人市民が情報弱者とならないよう、多言語による各種行政情報の迅速な発信に努めた。

当協会は、市と緊密に連携して事業を実施しており、市と市民、民間団体を繋ぐパイプ役となり、本市の基本方針となる総合計画の「多文化共生及び姉妹・友好都市交流の推進」の中心的な役割を担い、公益目的を達成しているものと評価する。

(参考1)

貸借対照表 (令和6年3月31日現在)

(単位：円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,020,088	流動負債	5,836,298
固定資産	328,650,011	固定負債	0
		負債合計	5,836,298
		(正味財産の部)	
		正味財産	330,833,801
		正味財産合計	330,833,801
資産合計	336,670,099	負債及び正味財産合計	336,670,099

正味財産増減計算書 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

I 一般正味財産増減の部	
--------------	--

1 経常増減の部	
(1) 経常収益	28,919,415
(2) 経常費用	27,933,064
評価損益等	0
当期経常増減額	986,351
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
税引前当期一般正味財産増減額	986,351
法人税等	82,000
当期一般正味財産増減額	904,351
一般正味財産期首残高	1,279,450
一般正味財産期末残高	2,183,801
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	328,650,000
指定正味財産期末残高	328,650,000
III 正味財産期末残高	330,833,801

(参考2)

指 標	令和4年度	令和5年度
正味財産比率	98.2%	98.3%
借入金依存率	0.0%	0.0%
自己収益比率	22.85%	26.68%
当期經常増減率	△1.3%	3.4%
総資産当期經常増減率	△0.1%	0.3%
人件費比率	20.8%	20.1%
管理費比率	20.2%	19.1%

第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件

西宮市第三セクター等への関与に関する条例第 5 条第 2 項の規定により西宮市土地開発公社の経営の健全性等の評価等を下記のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 法人の名称

西宮市土地開発公社

2 経営の健全性等の評価

(1) 経営の健全性

西宮市土地開発公社の経営の健全化に関する計画に基づき、市は平成 23 年 4 月に公社から貸付金 5,090,700 千円の償還を受け市の公社への無利子貸付金を解消するとともに、未利用の公社長期保有地 17,262 m²、3,925,347 千円を買戻し、市の債務であった公社事業未収金 1,512,433 千円も解消したことにより、公社の経営は大きく改善されている。

また、平成 25 年 2 月 28 日付の総務省の土地開発公社経営健全化対策措置要領取扱細則で示す経営の抜本的な健全化（指標）では、①債務保証等対象土地の年度末の簿価総額を市の標準財政規模で除して得た数値が 0.2 以下、②債務保証等対象土地であって保有期間が 5 年以上であるものの年度末簿価総額を市の標準財政規模で除して得た数値が 0.1 以下、③供用済土地及び未収金土地を解消することとしている。

西宮市土地開発公社では、令和5年度末現在①は、0.056で指標を下回り、②も、0.053で指標を下回り、③の供用済土地及び未収金土地はなく、健全と評価する。

(2) 法人の事業による公益目的の達成度

西宮市土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公有地の取得事業と市有地の造成事業（いずれも管理や処分も含む）を行っている。

令和5年度の公有地取得事業では、公園用地として2,519㎡、351,291千円の取得を行い、機動的な用地の先行取得により公園事業の円滑な推進に役割を果たした。土地造成事業では、公社造成事業として13区画、3,102㎡、79,980千円の宅地分譲を行い、優良宅地の提供に貢献している。さらに、市の未利用地の利活用に関する方針に基づく市有地等の売却について、1,222㎡、379,573千円の売却を行い、市収入の確保に貢献している。

また、甲子園浜1丁目の公有地5.6haの有効活用を行い、年間124,320千円の収益を上げ、経常利益は70,714千円である。

以上のことから、西宮市土地開発公社の事業は公益目的を達成していると評価する。

(3) 公的支援の妥当性

該当なし。

第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件

西宮市第三セクター等への関与に関する条例第 5 条第 2 項の規定により西宮都市管理株式会社の経営の健全性等の評価等を下記のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 法人の名称

西宮都市管理株式会社

2 経営の健全性等の評価

(1) 経営の健全性

西宮都市管理株式会社は平成 5 年 5 月に設立され、当初より不安定な財務基盤であったが、内部努力や出資者の支援により、単年度黒字を達成できるようになった。しかし、平成 20 年 9 月、キーテナントの撤退表明に端を発して経営状況が悪化し、経営改善の必要性に迫られた。

平成 21 年度に経営改善計画を策定し、経営の効率化や内部努力を重ね、同年度決算は赤字であったものの、平成 22 年度以降は黒字転換し、経営改善計画を上回る結果となっている。

令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5 類感染症」に移行し、正常化が一段と進み、日本ショッピングセンター協会が発表した令和 5 年の年間既存店売上高は前年比 9.7% 増加となっている。しかし、フレンテ西宮・専門店の売上高は、空床をゲームコーナーとして使用したことが影響し、前年度比 4.9% 減少した。売上高は減少したものの、集客力を高める企画の開催や駐車サービスの

見直しなどの施策に取り組み、西宮都市管理株式会社の経常利益は36,110千円、税引き後当期純利益は24,359千円を確保した。

令和5年度の売上高営業利益率は8.71%であり、人件費及び支払手数料の増加並びに法人事業税の付加価値割及び資本割を租税公課に変更したこと等により、令和4年度からは1.81ポイント低くなっている。一方で、営業利益以下の各段階利益は黒字を確保しており、引き続き経営改善の効果が現れているものと思われる。また、平成23年度に実施した、990,000千円の長期貸付についても、約定どおりの返済を行っている。

同社の経営に大きな影響を及ぼすこととなる建設協力金376,000千円については、特定調停の和解が成立し、平成26年度から令和8年度までの13年間で分割返済することとなり、令和5年度は、約定どおり29,333千円の返済を行った。

以上のとおり、令和5年度も引き続き単年度黒字を達成し、年度当初の経営計画を上回る結果となっていることから、短期的な安定性の確保は認められる。

今後については、断続的な商品の値上げによる消費マインドの冷え込みや近隣ショッピングセンターとの競争激化など、同社をとりまく経営環境は厳しい状態が続くことが予想されることから、市は引き続き同社の経営状況のモニタリングを行っていく。

(2) 法人の事業による公益目的の達成度

西宮都市管理株式会社は、「フレンテ西宮」の店舗及び駐車場などの管理・運営業務、営業管理並びに販売促進業務を行っている。令和5年度はフレンテ全体の入館客数及び専門店売上高は昨年度に比して減少しているが、各種イベントを開催し集客に努め、JR西宮駅周辺地区の賑わいづくりに寄与しており、公益目的を達成していると評価する。

(3) 公的支援の妥当性

ア これまでに行った公的支援

平成23年度に990,000千円(34年間)の長期貸付を行った。令和5年度末現在の融資残高は630,000千円となっている。

イ 妥当性の評価

J R 西宮駅周辺地区の賑わいあるまちづくりに、「フレンテ西宮」は必要不可欠な施設であり、同施設の空洞化を防ぎ、安定した運営を行うことは、西宮市のまちづくりにとって重要な課題である。

西宮都市管理株式会社に対する貸付は、「フレンテ西宮」が市民にとって便利かつ安定した施設として維持していくことに資するものであり、妥当と評価する。

(参考1)

貸借対照表

(単位：円)

	R2. 3. 31	R3. 3. 31	R4. 3. 31	R5. 3. 31	R6. 3. 31
資産合計	1,772,585,548	1,761,755,848	1,716,073,068	1,668,136,168	1,638,008,677
流動資産	178,178,063	207,413,153	201,928,584	194,340,939	201,638,907
固定資産	1,594,407,485	1,554,342,695	1,514,144,484	1,473,795,229	1,436,369,770
負債合計	1,123,781,453	1,085,938,701	1,008,034,820	932,919,299	878,432,519
流動負債	140,027,074	142,238,983	130,222,484	122,743,896	129,407,339
固定負債	983,754,379	943,699,718	877,812,336	810,175,403	749,025,180
純資産合計	648,804,095	675,817,147	708,038,248	735,216,869	759,576,158
資本金	499,000,000	499,000,000	499,000,000	499,000,000	499,000,000
資本剰余金	121,600	121,600	121,600	121,600	121,600
利益剰余金	149,682,495	176,695,547	208,916,648	236,095,269	260,454,558

損益計算書

(単位：円)

	H31. 4. 1- R2. 3. 31	R2. 4. 1- R3. 3. 31	R3. 4. 1- R4. 3. 31	R4. 4. 1- R5. 3. 31	R5. 4. 1- R6. 3. 31
売上高	397,463,892	390,446,724	390,037,654	398,432,298	390,700,297
売上原価	182,505,732	184,276,545	184,414,652	191,238,943	180,902,348
売上総利益	214,958,160	206,170,179	205,623,002	207,193,355	209,797,949
販売費及び一般管理費	166,522,061	164,712,072	161,044,708	165,272,381	175,767,209
営業利益	48,436,099	41,458,107	44,578,294	41,920,974	34,030,740
営業外収益	2,006,846	2,354,707	7,656,403	2,029,882	2,912,557
営業外費用	1,471,368	1,021,962	1,121,296	832,135	833,708
経常利益	48,971,577	42,790,852	51,113,401	43,118,721	36,109,589
特別利益	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0
税引前当期純利益	48,971,577	42,790,852	51,113,401	43,118,721	36,109,589
法人税等	17,912,500	15,777,800	18,892,300	15,940,100	11,750,300
当期純利益	31,059,077	27,013,052	32,221,101	27,178,621	24,359,289

(参考2)

経営指標

経営指標		R1	R2	R3	R4	R5
安定性	自己資本比率	36.60%	38.36%	41.26%	44.07%	46.37%
	流動比率	127.25%	145.82%	155.06%	158.33%	155.82%
	借入金依存率	42.63%	41.83%	40.97%	40.11%	38.79%
収益性	売上高営業利益率	12.19%	10.62%	11.43%	10.52%	8.71%
	総資本経常利益率	2.76%	2.43%	2.98%	2.58%	2.20%
効率性	売上高人件費率	11.84%	12.17%	12.47%	12.53%	13.80%

第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件

西宮市第三セクター等への関与に関する条例第 5 条第 2 項の規定により公益財団法人西宮市文化振興財団の経営の健全性等の評価等を下記のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 法人の名称

公益財団法人西宮市文化振興財団

2 経営の健全性等の評価

(1) 経営の健全性

芸術文化鑑賞振興育成事業については、事業費の精査と併せて入場料等収入の確保に努めた。新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた自主事業収益が回復傾向にあるため、自己収益比率が改善している。正味財産比率は、令和 5 年度決算で 92%、借入金依存率は 0% であり、財団の経営については概ね健全であると評価するが、今後、さらなる経営の安定化や自己財源の確保を求めていく。

(2) 法人の事業による公益目的の達成度

当法人は自主企画事業として、人気の高い落語会や未就学児と保護者を対象にしたコンサート、本市出身の音楽家を中心に一般公募の市民による合唱やボランティアスタッフと共に開催する「にしのみやオペラ」、「不登校児童生徒支援コンサート」などの公演事業、社会人バンドが市内高等学校の音楽クラブを指導しコンサートで共演する等の育成事業、気軽に文化芸術と出会い楽しむ機会を市内各所で提供する「おさんぽアミティ」や西宮にゆかりのある文学作品等を講座形式で解説する

「西宮文学案内」等の地域の文化振興事業を実施し、令和5年度は12,302人の入場者があった。また、文化芸術をオンラインで鑑賞する「おうちでアミティ」事業により、動画コンテンツを作成・配信した。さらに、市からの受託事業として、芸術家と市民の交流を図る野外文化事業、広く全国から作品を公募する西宮市展、市内芸術団体の協力を得て市民に良質な芸術の鑑賞機会を提供する西宮市芸術祭など様々な文化芸術事業を実施しており、令和5年度は70,915人の入場者があったほか、市民主体で実施する芸術文化事業への助成や広報支援などを行った。

これら自主企画事業、受託事業の実施は、文化芸術の更なる浸透を目標とする西宮市文化振興ビジョン〔第2期〕の推進に大きく寄与していると評価する。

指定管理者としては、西宮市民会館の管理運営を行うなかで、主催者や鑑賞者からハード面のニーズを把握し、施設設備の改善に努めるなど、利用者へのサービス向上に取り組んでいる。

このように文化振興財団の事業は、公益目的を達成しているものと評価する。

(参考1)

貸借対照表 (令和6年3月31日現在)

(単位：円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	34,411,334	流動負債	15,734,161
固定資産	607,475,544	固定負債	36,101,106
		負債合計	51,835,267
		(正味財産の部)	
		正味財産	590,051,611
		正味財産の合計	590,051,611
資産合計	641,886,878	負債及び正味財産合計	641,886,878

正味財産増減計算書（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（単位：円）

I	一般正味財産増減の部	
1	経常増減の部	
	(1) 経常収益	241,195,638
	(2) 経常費用	241,969,881
	当期経常増減額	△ 774,243
2	経常外増減の部	
	(1) 経常外収益	0
	(2) 経常外費用	0
	当期経常外増減額	0
	当期一般正味財産増減額	△ 774,243
	一般正味財産期首残高	90,825,854
	一般正味財産期末残高	90,051,611
II	指定正味財産増減の部	
	当期指定正味財産増減額	0
	指定正味財産期首残高	500,000,000
	指定正味財産期末残高	500,000,000
III	正味財産期末残高	590,051,611

（参考2）

指標	令和4年度	令和5年度
正味財産比率	90.4%	91.9%
借入金依存率	0.0%	0.0%
自己収益比率	20.5%	22.6%
当期経常増減率	△0.1%	△0.3%
総資産当期経常増減率	△0.1%	△0.1%
人件費比率	29.9%	31.2%
管理費比率	2.6%	2.0%

第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件

西宮市第三セクター等への関与に関する条例第 5 条第 2 項の規定により公益財団法人西宮スポーツセンターの経営の健全性等の評価等を下記のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 法人の名称

公益財団法人西宮スポーツセンター

2 経営の健全性等の評価

(1) 経営の健全性

公益目的事業は、市民の生涯スポーツの普及・促進を図るため、低廉な価格であらゆる世代を対象として各種スポーツ推進事業を展開している。したがって、当該団体は収益の確保を主たる目的とはしておらず、収益性は低いと言える。

令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症へと引き下げになったことにより、感染症対策に留意しながらも、各種教室の内容を充実させることができ、経常収益は前年度に比べて 1 億 3 0 6 万 6 千円、27.7%増加した。経常費用についても前年度に比べて 6,632 万 8 千円、16.4%増加しているが、当期一般正味財産増減額は 5 0 4 万 2 千円の黒字額を計上することになった。

なお、6 年振りの黒字計上となるが、法人設立時に比べ、指定管理者制度の導入など事業環境の変化は甚だしく、公益財団法人としての将来像について、民間では提供が難しい公益性を重視した事業展開の確立など公益財団法人として期待される役割を、より一層果たしていく必要がある。

(2) 法人の事業による公益目的の達成度

市民の生涯スポーツの振興を図るため、それぞれのライフステージに応じた一貫性のあるプログラムを作成し、継続的にスポーツに親しんでもらえるよう、ニーズを踏まえた各種スポーツ推進事業を実施している。

主催するスポーツ教室は、スポーツセンターや市内の体育館等を活動の場として、幼児期から高齢期まで幅広い年齢層に向けて教室等を実施し、のべ約10万人の参加者を得ている。

ほかに、市からスポーツ推進関連事業委託業務の受託や就学前の子どもを対象とした事業、障害者スポーツの体験会を開催するなど、独自のノウハウを用い、本市スポーツ施策と緊密に連携している。

運動施設の指定管理者として、9体育館をはじめとする18施設の管理運営を行い、スポーツ施設の利活用促進や市民の健康増進という役割を担っている。

そのほかに、市とアスリート、大学、企業、スポーツ関係団体等との連携により、スポーツを通じて社会課題の解決や健康で明るいまちづくりに寄与することを目的に平成26年9月に発足した「アスレチック・リエゾン・西宮」の事務局業務を担っており、事業の企画調整や運営に携わっている。

これらのとおり、公益財団法人西宮スポーツセンターの事業は、概ね公益目的を達成していると評価する。

(参考1)

貸借対照表 (3カ年推移)

(単位：円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産	流動資産	21,065,662	28,334,736	36,744,893
	固定資産	184,225,216	157,816,187	159,743,965
	資産合計 (A)	205,290,878	186,150,923	196,488,858
負債	流動負債	26,672,223	37,675,409	36,935,688
	固定負債	38,518,772	40,071,370	46,107,290
	負債合計 (B)	65,190,995	77,746,779	83,042,978
正味財産 (A-B)		140,099,883	108,404,144	113,445,880

注：各年度の年度末現在

正味財産増減計算書 (3カ年推移)

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益	334,201,042	372,287,738	475,352,758
(2) 経常費用	361,632,186	403,983,477	470,311,022
当期経常増減額	△ 27,431,144	△ 31,695,739	5,041,736
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 27,431,144	△ 31,695,739	5,041,736
法人税等	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 27,431,144	△ 31,695,739	5,041,736
一般正味財産期首残高	106,531,027	79,099,883	47,404,144

一般正味財産期末残高	79,099,883	47,404,144	52,445,880
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	61,000,000	61,000,000	61,000,000
指定正味財産期末残高	61,000,000	61,000,000	61,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高	140,099,883	108,404,144	113,445,880

(参考2)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
正味財産比率	68.2%	58.2%	57.7%
自己収益比率	83.4%	81.6%	103.1%
当期経常増減率	△8.2%	△8.5%	1.1%
総資産当期経常増減率	△13.4%	△17.0%	2.6%
人件費比率	46.7%	44.0%	41.7%
市への依存率(注)	70.7%	72.2%	75.6%

(注) 市への依存率=市からの委託料・指定管理料・補助金の合計/経常収益

第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件

西宮市第三セクター等への関与に関する条例第5条第2項の規定により一般財団法人西宮市都市整備公社の経営の健全性等の評価等を下記のとおり報告する。

令和6年8月29日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 法人の名称

一般財団法人西宮市都市整備公社

2 経営の健全性等の評価

(1) 経営の健全性

当法人は、幅広い分野において様々な事業を展開しているが、本市との関係が極めて強く、自主事業及び受託事業とも本市の業務の補完・代替を担っている面が強い。

主な自主事業としては、西宮浜産業交流会館の管理運営や公共駐車場事業などを実施した。

受託事業は、指定管理事業として斎場の管理及び葬祭事業を実施した。なお、当該受託事業は年度ごとに精算をしているため収支差額は生じていない。

近年事業規模を縮小していることから、これに見合った基本財産とするため、その一部を処分し、市に1億円の寄付を行った。法人全体としては、寄付金を除けば経常損益は昨年度決算額と比較すると改善しているが、依然としてマイナスが出ており、収支改善に向けて一層の経営健全化に努める必要があると考える。ただし、寄付金を除く資金収支では黒字基調であり、直ちに資金不足に陥ることはないと評

価する。

(2) 法人の事業による公益目的の達成度

当法人は、本市の総合計画の目標とする文教住宅都市の実現の主旨に沿って、公の施設の管理運営や、公共駐車場の管理運営、低廉な価格で市民に提供する葬祭事業など、本市の業務と密接な関連を有する公益的な事業を着実に実施した。

以上のことから、当法人の事業は、概ね公益目的を達成していると評価する。

(参考1)

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	2,648,534	2,927,625	△ 279,091
基本財産受取利息	2,648,534	2,927,625	△ 279,091
② 特定資産運用益	188,394	0	188,394
特定資産受取利息	188,394	0	188,394
③ 事業収益	237,224,091	220,214,578	17,009,513
事業収益	71,027,062	69,579,956	1,447,106
受託事業収益	137,114,105	125,613,344	11,500,761
家賃収益	29,082,924	25,021,278	4,061,646
④ 受取補助金等	28,001,727	23,458,046	4,543,681
受取地方公共団体補助金	18,733,242	14,189,561	4,543,681
受取補助金等振替額	9,268,485	9,268,485	0
⑤ 受取負担金	9,801,183	10,860,506	△ 1,059,323
受取負担金	9,801,183	10,860,506	△ 1,059,323
⑥ 雑収益	2,344,338	2,597,728	△ 253,390
雑収益	2,344,338	2,597,728	△ 253,390
⑦ 引当金取崩益	869,700	4,623,585	△ 3,753,885
退職給付引当金取崩益	0	3,771,930	△ 3,771,930
賞与引当金取崩益	869,700	846,300	23,400
貸倒引当金取崩益	0	5,355	△ 5,355
経常収益計	281,077,967	264,682,068	16,395,899
(2) 経常費用			
① 事業費	378,256,727	277,970,206	100,286,521
報酬	59,087,568	54,884,485	4,203,083
退職給付費用	1,206,125	1,372,000	△ 165,875
法定福利費	9,590,166	8,297,593	1,292,573
厚生費	158,776	159,253	△ 477
旅費交通費	1,146	0	1,146
通信運搬費	1,273,611	1,273,029	582
消耗什器備品費	60,000	947,650	△ 887,650
消耗品費	27,095,723	23,948,142	3,147,581
修繕費	8,298,172	17,741,298	△ 9,443,126
印刷製本費	224,826	104,766	120,060
燃料費	547,832	572,379	△ 24,547
光熱水料費	13,670,488	16,602,042	△ 2,931,554
使用料及び賃借料	31,322,276	30,379,740	942,536
保険料	2,302,482	1,931,205	371,277
租税公課	18,130,604	16,086,450	2,044,154
支払負担金	2,871,562	3,231,411	△ 359,849
支払寄付金	101,000,000	1,000,000	100,000,000
委託費	55,027,750	52,743,445	2,284,305
手数料	472,037	510,953	△ 38,916
雑費	52,125	347,280	△ 295,155
減価償却費	45,258,758	45,217,485	41,273
賞与引当金繰入	604,700	619,600	△ 14,900

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
② 管理費	21,450,495	16,585,709	4,864,786
報酬	9,812,655	4,878,474	4,934,181
法定福利費	1,711,785	905,570	806,215
厚生費	40,171	75,241	△ 35,070
旅費交通費	134	0	134
通信運搬費	16,167	21,036	△ 4,869
消耗什器備品費	0	99,550	△ 99,550
消耗品費	30,684	34,903	△ 4,219
修繕費	2,633	0	2,633
印刷製本費	3,534	3,028	506
燃料費	3,931	4,003	△ 72
光熱水料費	61,091	63,420	△ 2,329
使用料及び賃借料	274,787	276,240	△ 1,453
保険料	11,708	8,895	2,813
租税公課	372,843	435,735	△ 62,892
支払負担金	8,172,598	9,268,136	△ 1,095,538
委託費	262,131	251,214	10,917
手数料	12,243	10,164	2,079
賞与引当金繰入	661,400	250,100	411,300
経常費用計	399,707,222	294,555,915	105,151,307
当期経常増減額	△ 118,629,255	△ 29,873,847	△ 88,755,408
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 受取寄付金	100,000,000	0	100,000,000
受取寄付金等振替額	100,000,000	0	100,000,000
経常外収益計	100,000,000	0	100,000,000
(2) 経常外費用			
① 固定資産除却費	0	1	△ 1
車両運搬具除却費	0	1	△ 1
経常外費用計	0	1	△ 1
当期経常外増減額	100,000,000	△ 1	100,000,001
当期一般正味財産増減額	△ 18,629,255	△ 29,873,848	11,244,593
一般正味財産期首残高	1,367,358,469	1,397,232,317	△ 29,873,848
一般正味財産期末残高	1,348,729,214	1,367,358,469	△ 18,629,255
II 指定正味財産増減の部			
① 一般正味財産への振替額	109,268,485	9,268,485	100,000,000
一般正味財産への振替額	109,268,485	9,268,485	100,000,000
当期指定正味財産増減額	△ 109,268,485	△ 9,268,485	△ 100,000,000
指定正味財産期首残高	850,753,895	860,022,380	△ 9,268,485
指定正味財産期末残高	741,485,410	850,753,895	△ 109,268,485
III 正味財産期末残高	2,090,214,624	2,218,112,364	△ 127,897,740

正味財産増減計算書内訳表
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	0	0	2,648,534	2,648,534
基本財産受取利息	0	0	2,648,534	2,648,534
② 特定資産運用益	0	188,394	0	188,394
特定資産受取利息	0	188,394	0	188,394
③ 事業収益	0	237,224,091	0	237,224,091
事業収益	0	71,027,062	0	71,027,062
受託事業収益	0	137,114,105	0	137,114,105
家賃収益	0	29,082,924	0	29,082,924
④ 受取補助金等	0	9,268,485	18,733,242	28,001,727
受取地方公共団体補助金	0	0	18,733,242	18,733,242
受取補助金等振替額	0	9,268,485	0	9,268,485
⑤ 受取負担金	0	9,801,183	0	9,801,183
受取負担金	0	9,801,183	0	9,801,183
⑥ 雑収益	0	2,292,298	52,040	2,344,338
雑収益	0	2,292,298	52,040	2,344,338
⑦ 引当金取崩益	0	619,600	250,100	869,700
賞与引当金取崩益	0	619,600	250,100	869,700
経常収益計	0	259,394,051	21,683,916	281,077,967
(2) 経常費用				
① 事業費	101,000,000	277,256,727	0	378,256,727
報酬	0	59,087,568	0	59,087,568
退職給付費用	0	1,206,125	0	1,206,125
法定福利費	0	9,590,166	0	9,590,166
厚生費	0	158,776	0	158,776
旅費交通費	0	1,146	0	1,146
通信運搬費	0	1,273,611	0	1,273,611
消耗什器備品費	0	60,000	0	60,000
消耗品費	0	27,095,723	0	27,095,723
修繕費	0	8,298,172	0	8,298,172
印刷製本費	0	224,826	0	224,826
燃料費	0	547,832	0	547,832
光熱水料費	0	13,670,488	0	13,670,488
使用料及び賃借料	0	31,322,276	0	31,322,276
保険料	0	2,302,482	0	2,302,482
租税公課	0	18,130,604	0	18,130,604
支払負担金	0	2,871,562	0	2,871,562
支払寄付金	101,000,000	0	0	101,000,000
委託費	0	55,027,750	0	55,027,750
手数料	0	472,037	0	472,037
雑費	0	52,125	0	52,125
減価償却費	0	45,258,758	0	45,258,758
賞与引当金繰入	0	604,700	0	604,700

正味財産増減計算書内訳表
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合計
② 管理費	0	0	21,450,495	21,450,495
報酬	0	0	9,812,655	9,812,655
法定福利費	0	0	1,711,785	1,711,785
厚生費	0	0	40,171	40,171
旅費交通費	0	0	134	134
通信運搬費	0	0	16,167	16,167
消耗品費	0	0	30,684	30,684
修繕費	0	0	2,633	2,633
印刷製本費	0	0	3,534	3,534
燃料費	0	0	3,931	3,931
光熱水料費	0	0	61,091	61,091
使用料及び賃借料	0	0	274,787	274,787
保険料	0	0	11,708	11,708
租税公課	0	0	372,843	372,843
支払負担金	0	0	8,172,598	8,172,598
委託費	0	0	262,131	262,131
手数料	0	0	12,243	12,243
賞与引当金繰入	0	0	661,400	661,400
經常費用計	101,000,000	277,256,727	21,450,495	399,707,222
当期經常増減額	△ 101,000,000	△ 17,862,676	233,421	△ 118,629,255
2. 經常外増減の部				
(1) 經常外収益				
① 受取寄付金	0	0	100,000,000	100,000,000
受取寄付金等振替額	0	0	100,000,000	100,000,000
經常外収益計	0	0	100,000,000	100,000,000
(2) 經常外費用				
經常外費用計	0	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	100,000,000	100,000,000
当期一般正味財産増減額	△ 101,000,000	△ 17,862,676	100,233,421	△ 18,629,255
一般正味財産期首残高	△ 7,000,000	1,364,017,562	10,340,907	1,367,358,469
一般正味財産期末残高	△ 108,000,000	1,346,154,886	110,574,328	1,348,729,214
II 指定正味財産増減の部				
① 一般正味財産への振替額	0	9,268,485	100,000,000	109,268,485
一般正味財産への振替額	0	9,268,485	100,000,000	109,268,485
当期指定正味財産増減額	0	△ 9,268,485	△ 100,000,000	△ 109,268,485
指定正味財産期首残高	0	340,753,895	510,000,000	850,753,895
指定正味財産期末残高	0	331,485,410	410,000,000	741,485,410
III 正味財産期末残高	△ 108,000,000	1,677,640,296	520,574,328	2,090,214,624

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	1,417,220	912,920	504,300
普通預金	390,537,133	358,820,292	31,716,841
未収金	2,160,540	2,382,191	△ 221,651
前払金	1,938	0	1,938
流動資産合計	394,116,831	362,115,403	32,001,428
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	1,372,289	1,586,292	△ 214,003
投資有価証券	408,627,711	508,413,708	△ 99,785,997
基本財産合計	410,000,000	510,000,000	△ 100,000,000
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	12,521,665	11,315,540	1,206,125
減価償却引当資産	287,901,839	285,901,839	2,000,000
保証金積立資産	2,993,522	2,993,522	0
運用財産積立資産	3,000,000	3,000,000	0
特定資産－建物	497,581,497	512,060,643	△ 14,479,146
特定資産－構築物	1	1	0
特定資産合計	803,998,524	815,271,545	△ 11,273,021
(3) その他固定資産			
土地	168,289,519	168,289,519	0
建物	365,990,744	391,902,901	△ 25,912,157
建物付属設備	16,166,738	18,654,268	△ 2,487,530
構築物	625,016	768,469	△ 143,453
機械装置	30,690	64,170	△ 33,480
什器備品	821,136	8	821,128
リース資産	3,150,180	5,250,300	△ 2,100,120
その他固定資産合計	555,074,023	584,929,635	△ 29,855,612
固定資産合計	1,769,072,547	1,910,201,180	△ 141,128,633
資産合計	2,163,189,378	2,272,316,583	△ 109,127,205
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	49,568,155	30,859,737	18,708,418
前受金	2,160,244	2,016,678	143,566
預り金	1,314,888	898,742	416,146
賞与引当金	1,266,100	869,700	396,400
流動負債合計	54,309,387	34,644,857	19,664,530
2. 固定負債			
退職給付引当金	12,521,665	11,315,540	1,206,125
受入保証金	2,993,522	2,993,522	0
リース債務	3,150,180	5,250,300	△ 2,100,120
固定負債合計	18,665,367	19,559,362	△ 893,995
負債合計	72,974,754	54,204,219	18,770,535
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	331,485,410	340,753,895	△ 9,268,485
寄付金	410,000,000	510,000,000	△ 100,000,000
指定正味財産合計	741,485,410	850,753,895	△ 109,268,485
(うち基本財産への充当額)	(410,000,000)	(510,000,000)	(△ 100,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(331,485,410)	(340,753,895)	(△ 9,268,485)
2. 一般正味財産	1,348,729,214	1,367,358,469	△ 18,629,255
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(456,997,927)	(460,208,588)	(△ 3,210,661)
正味財産合計	2,090,214,624	2,218,112,364	△ 127,897,740
負債及び正味財産合計	2,163,189,378	2,272,316,583	△ 109,127,205

(貸借対照表に関する注記)
実施事業資産はなし。

(参考2)

指標	令和4年度	令和5年度
正味財産比率	97.6%	96.6%
借入金依存率	0.0%	0.0%
自己収益比率	82.3%	54.8%
当期經常増減率	△11.3%	△42.2%
総資産当期經常増減率	△1.3%	△5.5%
人件費比率	27.1%	22.4%
管理費比率	5.6%	5.4%